

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業所の概要

- 1) 事業者名 医療法人社団 三水会
あるふぁ指定居宅介護支援事業所
- 2) 所在地 〒186-0003東京都国立市富士見台1-20-1
グランドール国立101
- 3) 介護保険事業者番号 1373800620
- 4) 連絡先 TEL 042-505-4722
FAX 042-505-4725

2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員	業 務 内 容
管理者	1名	マネジメント等
主任介護支援専門員(管理者兼務)	1名	ケアマネジメント
主任介護支援専門員	1名	課題分析、居宅サービス 計画の作成等
介護支援専門員	2名 (常勤)	

3. サービス提供地域 国立市・府中市・国分寺市

4. サービス提供時間

営業日	月曜日～ 金曜日
営業時間	9:00 ～ 18:00
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12/30～ 1/4

* 時間外、休業日は、転送された留守番電話にて内容確認後の対応をしています。

5. 利用者負担金

- 1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。
基本月額及び各加算算定額は別表に記載。
- 2) 保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、事業者は料金をお支払い頂き、事業者からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、市役所の窓口に出しますと全額支払を受けられます。
- 3) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問、出張 する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要になります。なお、自動車(バイク等)を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。事業所から、通常の実施地域を越えて1kmにつき、100円とする。
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺 印)をうけることとする。
(解約料)利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- 1) 運営の方針
要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した、日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、複数の事業所から総合的かつ効率的に提供される様、中立公正な立場で紹介、調整します。事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2) 居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点から作成します。サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、市町村が一般施策として行う配食サービスや地域住民の協力による活動や見守り等、更には、外出や病院受診等の対応として、福祉有償タクシーの紹介、あんまマッサージ指圧師による機能訓練等も含めて、居宅サービス計画に位置づける事により総合的な計画となる様に努めます。

3) 障がいのある人に対する相談支援について
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為に、市区町村、民間及び近隣住民における、様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

4) 居宅介護支援の実施概要

ケアプラン作成にあたりアセスメントツールは「厚生労働省の通知で示された、課題分析標準項目を満たす方式」等を使用します。

7. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・介護サービス計画作成の依頼
- ・アセスメント(状態、ニーズ、問題)
- ・居宅サービス計画案(ケアプラン)作成
- ・サービス担当者会議の開催(居宅サービス計画確定)
- ・サービスの調整及びサービスの提供、継続的管理
- ・居宅サービス計画書の実施状況の把握(モニタリング)

主な内容

- ・居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成
- ・介護保険被保険者の要介護認定に係る申請について、申請代行等 必要な協力
- ・要介護状態にある利用者、又は、その家族の相談及び苦情処理
- ・介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供
- ・その他、居宅介護支援事業に関すること

8. サービスの利用方法

1) <サービスの利用開始>

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業者職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

2) <サービスの終了>

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者等をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他利用者やご家族などが事業者や事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9. 相談窓口・苦情対応

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、時間外、休業日は、転送された留守番電話にて内容確認後の対応を致します。

苦情処理の手順について

- ・ 苦情があった場合は、直ちに管理者または、介護支援専門員が利用者宅に連絡もしくは、訪問し当該サービス担当者または、当該サービス事業者等から事情を聞き事実確認をする。
- ・ 苦情に関わる問題点を把握し、苦情処理に向けた検討会議等を行う。
- ・ 検討会議等の結果を基に、処理・対応方法をまとめて具体的対応を行う。
- ・ 苦情処理は、必ず記録し再発防止に役立てる。
- ・ 苦情処理は、苦情連絡を受けてから3日以内に行うものとする。

1) 当事業者 医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所

(電話:042-505-4722)

営業日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

受付時間 9:00～18:00

窓口

管理者

介護支援専門員

2) 事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国立市役所 (高齢者支援課介護保険係) 042-576-2111

国立市富士見台2-47-1

府中市役所 (高齢者支援課事業者指導係) 042-335-4030

府中市宮西町2-24

国分寺市役所 (高齢福祉課) 042-325-0111

国分寺市泉町2-2-18 (直通)

東京都国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)

千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館10階 03-6238-0177

受付時間9:00～17:00(土・日・祝日除く) (直通)

10. 個人情報の使用および秘密保持

- 1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

11. 事故発生時の対応

サービス提供に当たり、事故、体調の急変等が生じた場合は、状況を把握し家族、主治医、救急機関等に連絡し、保険者に指定の事故報告書を提出します。

12. 主治の医師及び医療機関との連絡

- 1) 事業者は、指定居宅介護支援事業者等から利用者に関する情報の提供を受けた時は、利用者の疾患及び口腔機能に関する情報、服薬状況または生活の状況に関する情報のうち、必要と認めるものを利用者または家族の同意を得て、主治の医師若しくは歯科医師または、薬剤師に連絡をします。
- 2) 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合及びその他必要な時に、利用者または家族の同意を得て主治の医師の意見を求めます。また、この場合において担当介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成し、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- 3) 利用者が、医療機関等に入院した際、利用者または家族から当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて下さい。

13. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- 1) 利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して、提供するものとします。
- 2) サービス事業所の選択にあたっては、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の選択理由の説明を求める事が出来ます。
- 3) 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- 4) 居宅サービス計画書等の原案に位置付け居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむおえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

14. 災害時の対応

契約の有効期間中に、地震等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由により居宅介護支援サービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して、さらに当該サービスを提供する義務を負いません。

15. 虐待の防止

1) 指定居宅介護支援事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者:管理者

2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対処するために次に掲げる措置を講じます。

- 1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- 2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- 3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

■ 暴力又は乱暴な言動

殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など

■ ハラスメント行為

不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をする など

■ その他

過大な要求・理不尽な要求・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為 など

17. 業務継続計画の策定

指定居宅介護支援事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行ことができるものとします)を定期的に開催します。

②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

19. その他

介護保険法の改正等又は、事業所の契約書および重要事項説明書が変更もしくは訂正となる場合は別紙を作成し、利用者又は家族等の同意および了承を得るものとします。

た、法人の規程により訪問先での飲食、飲酒及び喫煙は、禁止となっております。誠に恐縮ですが、お茶、お菓子などのお心遣いはご遠慮下さい。

関連事業所

名称	医療法人社団 三水会	
住所	東京都国立市谷保6-21-13	
TEL・FAX	042-577-8121	FAX 042-577-8130
名称	医療法人社団 三水会 介護老人保健施設 あるふぁ国立	
住所	東京都国立市谷保6-21-13	
TEL・FAX	042-577-8121	FAX 042-577-8130
名称	医療法人社団 三水会 介護老人保健施設 あるふぁ国立 通所リハビリテーション	
住所	東京都国立市谷保6-21-13	
TEL・FAX	042-577-8121	FAX 042-577-8130
名称	医療法人社団 三水会 介護老人保健施設 あるふぁ国立 訪問リハビリテーション	
住所	東京都国立市谷保6-21-13	
TEL・FAX	042-577-8121	FAX 042-577-8130

個人情報の利用目的

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所の理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定める事とします。

～利用者の介護サービスの提供に必要な利用目的～

「事業所内部での利用目的」

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険業務
- ・介護サービスの利用者に係わる当事業所の管理運営業務のうち
 - ①サービス利用等の管理
 - ②会計
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護サービスの向上

「他の事業者への情報提供を伴う利用目的」

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③家族等への心身の状況説明
- ・介護保険業務のうち
 - ①保険業務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関または、保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などにかかわる保険会社等への相談または、届出等
*時間外、休業日は、転送された留守番電話に内容確認後の対応をしています。

～上記以外の利用目的～

「当事業所での内部での利用に係わる利用目的」

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②当事業所において行われる実習への協力

「他の事業者への情報提供に係わる利用目的」

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - ①外部監査機関等への情報提供

個人情報保護に関する方針

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報の取り扱いに関して、その保護に関する方針を以下の通り定め、適切な取り扱いに努めます。なお、医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所における個人情報の利用目的やご本人への個人情報の開示手続き等については、以下の通りです。

◇ 個人情報の保護に関する方針

1. 法令の遵守

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、適切な事業執行に努めます。

2. 個人情報の適切な取得

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報を適切な方法で取得します。

3. 個人情報の利用

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

4. 個人情報の第三者提供

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、法に基づき許容される範囲を除き、事前にご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

5. 個人情報の適切な管理

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、保持する個人情報について、その利用目的の範囲内で、出来る限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏えい、滅失、毀損などがないように十分に配慮し、安全に管理します。

6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の指示の申し出、又その内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には所定の手続きに従い速やかに対応します。

7. 個人情報の取扱いに関する苦情への対応

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応します。

8. 個人情報の保護に向けた体制整備、職員教育の実施

医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所は、個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備するとともに、職員の意識啓発に努めます。

(別紙1) 基本月額及び各加算算定額

地域区分の適用地域、3級地の場合

令和 8年 6月 1日現在

1. 基本月額

要介護1又は要介護2	12,000円(1086単位)
要介護3、4又は要介護5	15,591円(1411単位)

2. 加算算定額

(※加算該当する際に算定)

初回加算	3,315円(300単位)
------	---------------

特定事業所加算Ⅰ	5,734円(519単位)
特定事業所加算Ⅱ	4,652円(421単位)
特定事業所加算Ⅲ	3,569円(323単位)
特定事業所加A	1,259円(114単位)

入院時情報連携加算Ⅰ	2,762円(250単位)
入院時情報連携加算Ⅱ	2,210円(200単位)

退院・退所加算

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	4,972円(450単位)	6,630円(600単位)
連携2回	6,630円(600単位)	8,287円(750単位)
連携3回	—	9,945円(900単位)

通院時情報連携加算	552円(50単位)
-----------	-------------

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210円(200単位)
-----------------	---------------

介護職員等処遇改善加算

基本サービス費や各種加算を合算した「月当たりの総単位数」に
2.1%を乗じた単位数

(別紙2)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況及び、第三者による評価の実施状況

令和 8年 3月 1日現在

1. 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスの利用割合

・訪問介護	24.0%
・通所介護 (地域密着型通所介護含む)	30.0%
・福祉用具貸与	57.0%

2. 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

・訪問介護	①コスモス国立	35.0%
	②ケアリッツ国立	16.0%
	③ソラスト西府	11.0%
・通所介護 (地域密着型 通所介護含む)	①デイサービスセンター谷保	37.0%
	②ミック健康の森・国立	28.0%
	③セントケア国立	16.0%
・福祉用具貸与	①イノベーション国立	51.0%
	②すりいでい国立	12.0%
	③パナソニック府中	10.0%

3. 第三者による評価の実施状況

・令和8年2月末現在、実施なし

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業名称 医療法人社団 三水会
あるふぁ指定居宅介護支援事業所 印

所在地 東京都国立市富士見台1-20-1グランドール国立101

管理者 _____ 印

説明者 医療法人社団 三水会 あるふぁ指定居宅介護支援事業所

担当介護支援専門員 _____ 印

令和 年 月 日

本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

利用者家族代表 住所

氏名 印

上記代理人
(代理人を選定した場合) 住所

氏名 印